

令和2年11月
(第4回)

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

令和2年11月25日(水曜日)

令和2年11月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和2年11月25日(水曜日) 午前9時00分～午前10時31分

2 開催場所 南大隅町佐多支所 会議室

3 (1) 出席委員(12人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	松 山 和 子
〃	2番	北之口 洋一
〃	3番	富 田 良 成
〃	5番	後 藤 望
〃	6番	淵 脇 耕 二
〃	7番	溝 田 耕 一
〃	8番	東山崎 勝一
〃	9番	吉 永 一 雪
〃	10番	田 淵 哲 朗
〃	11番	徳 留 徳 次
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 新保 哲郎
事務局次長兼係長 戸島 和則
事務局会計年度職員 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第10号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第11号 非農地証明願いに係る証明について

議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、令和2年11月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は12名です。全員出席ですので、総会は成立しております。
農地利用最適化推進委員については、10名の出席でございます。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、8番の東山崎委員と9番の吉永委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。
議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可
申請は6件です。
事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 2ページをお開きください。農地法第3条の許可申請でございますが、所有権の移転
に関するものが6件でございます。

(議案第9号 議案書の読み上げ)
(別紙の集計表の読み上げ)

3ページ、4ページの受付番号1番の資料となっております。それぞれ資料をお目通
しください。また、別添の調査資料についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたい
と思います。

議長： ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。簡潔にお願いします。

10番： はい。

議長： 田淵委員どうぞ。

10番： 10番、田淵です。11月16日に譲受人の〇〇さんと田島推進委員の3名で現地を調査
しました。場所は〇〇と〇〇の中間付近で、〇〇脇の畑です。譲渡人の〇〇さんがシキ
ミを永年栽培されていましたが、体調を崩されて今後、継続することができなくなり、
所有権の移転の運びとなったところです。畑はきれいに整地され、新しいシキミが植
えてありました。調査の意見としては、畑はきれいに管理されており、〇〇さんは今後も
規模拡大をされる予定であり、何ら問題はないと考えます。以上です。

議長： ありがとうございます。事務局からの説明並びに担当委員から報告がありましたが、
これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。
担当地区の田島推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

議長： よろしいですか。ご意見ございませんか。

議 長： 田淵委員、価格ですが、一桁違うのではないですか。

10番： はい。私も極端に安いとは思いましたが、〇〇さんが体調を崩されてから、〇〇さんが借受けていらっしゃいましたが、〇〇さんの方が、仕事ができないということになり、二人の話しでは無償でもということだったようですが、〇〇さんの方がそれは、ということになり、この金額になったようです。

議 長： この辺りで、10a 当たりでこの金額は納得できないわけですが、これは地域に及ぼす影響も考えながら、我々も地域によっては単価も考えておいていただきたいです

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： それでは、受付番号 1 番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思
います。

推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号 1 番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。

全推進委員、許可やむなし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 9 号、受付番号 1 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 9 号、受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第 9 号、受付番号 2 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 受付番号 2 番の資料については、5 ページ、6 ページになります。それぞれ御目通し
ください。また、別添の調査書についても、あわせてご覧いただきたいと思
います。よろしく
お願いします。

議 長： ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。簡潔をお願いします。

3 番： はい。

議 長： 富田委員どうぞ。

3 番： 3 番、富田です。11 月 16 日に私と持留推進委員と調査を行いました。現地は、〇〇
より 150m ぐらい〇〇地区に入った水田地帯の一角で、譲渡人の住宅のすぐ北側にあり
ました。譲受人の〇〇さんが耕作している水田の隣で、譲渡人が県外に居住しており、
この土地を売りたいと、それと〇〇さんがこの水田を通らなければ、自分の水田には入
っていけないということで、〇〇さんが購入されるということで、話しがまとまったと

ころです。3条の申請に何ら問題はないものと考えます。審議方、よろしく願います。

議長： ありがとうございます。事務局からの説明並びに担当委員から報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の持留推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。受付番号2番につきましては、譲渡人が3名となっております。これは、〇〇さんが持分4分の2、〇〇さん、〇〇さんがそれぞれ持分4分の1ずつの割合で共有名義になっております。今回の申請にあたりまして、共有名での申請が可能かどうかを県に確認したところ、全共有者の連署であれば問題はないとの回答でしたので、今回、共有分の全てを売買するという事で、申請を受け付けたところであります。以上です。

議長： この3名は姉妹ですか。

事務局： はい。〇〇さんは、〇〇さん、〇〇さんのお母さまで、〇〇さんの旦那さんは〇〇さんです。

10番： はい。

議長： 田淵委員どうぞ。

10番： 共有名義だったんですか。それともお父さんの名義を変更していなくて、そのような形になったということですか。

事務局： はい。

議長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。お父様がお亡くなりになられて、本来ならば奥さんの〇〇さんお一人に相続するものだとは思っておりますが、今回、相続するにあたり、それぞれの共有分を示したものだと考えます。ですから、亡くなったから共有にしたということではないようです。あえて、ご自分たちで共有にされたと。南側にご自宅もありますが、そこについても3名の共有名義に変えられております。

議長： 他にございませんか。

議長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、受付番号2番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。

推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号2番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。
全推進委員、許可やむなし。でございます。
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第9号、受付番号2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第9号、受付番号2番は許可することに決定いたします。

議長： 次に議案第9号、受付番号3番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 受付番号3番の資料については、7ページ、8ページになります。それぞれ御目通しください。また、別添の調査書についても、あわせてご覧いただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長： ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。簡潔をお願いします。

10番： はい。

議長： 田淵委員どうぞ。

10番： 10番、田淵です。11月16日に譲受人の〇〇さんと田島推進委員の3名で現地調査を行いました。場所は〇〇の〇〇集落で〇〇脇の畑です。今年の春まで耕作されていた畑で、短い草が生えている状態でした。周りにあるシバの木等を片付けて、植栽の準備中でした。隣には譲受人のシキミ畑が広がっておりました。調査の意見としまして、譲受人の隣接地で、作業効率も図られること、また、今後も規模拡大の予定もあり、何ら問題はないものと考えます。以上です。

議長： ありがとうございます。事務局からの説明並びに担当委員から報告がありましたが、これより、質疑に入りますが、受付番号3番に淵脇委員に関する議題の提出でございます。

よって、南大隅町農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限により退室していただきます。

(淵脇委員 退席)

議長： これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の田島推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

議長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、受付番号3番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思
います。

推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号3番について、許可やむなし。とされる
方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。

全推進委員、許可やむなし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、
議案第9号、受付番号3番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第9号受付番号3番は許可することに決定いたします。

(淵脇委員 着席)

議長： 次に議案第9号、受付番号4番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 受付番号4番の資料については、9ページ、10ページになります。それぞれ御目通し
ください。また、別添の調査書についても、あわせてご覧いただきたいと思
います。よろしくをお願いします。

議長： ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。簡潔をお願いします。

10番： はい。

議長： 富田委員どうぞ。

10番： 10番、田淵です。11月16日に田島推進委員と調査をしました。譲受人とは11月6
日のあっせん委員会の時に、経緯を聞いておりましたので、今回は立会いをお願いしま
せませんでした。場所は〇〇から〇〇へ向かう途中で、〇〇脇の畑です。お茶は秋整枝が終
わり、きれいに管理されておりました。調査の意見としまして、譲受人の〇〇さんは8
年ぐらい前から、この畑を借りて耕作されていたものを、今回、あっせんにより売買が
成立したものです。譲受人は〇〇でもお茶を手広く経営されており、何ら問題はないも
のと考えます。以上です。

議長： ありがとうございます。事務局からの説明並びに担当委員から報告がありましたが、
これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。
担当地区の田島推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

議長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、受付番号4番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思

います。

推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号4番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします・

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。

全推進委員、許可やむなし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第9号、受付番号4番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第9号、受付番号4番は許可することに決定いたします。

議長： 次に議案第9号、受付番号5番、受付番号6番については関連がございますので、一括で審議いたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 受付番号5番の資料については、11ページ、12ページ、受付番号6番の資料については、13ページ、14ページになります。それぞれ御目通しください。また、別添の調査書についても、あわせてご覧いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長： ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。簡潔に申し上げます。

9番： はい。

議長： 吉永委員どうぞ。

9番： 9番、吉永です。〇〇番〇、〇〇番〇の2筆にまたがりハウスが建設されております。場所としましては、〇〇の中にあり、3年前までは〇〇が菊、パレイショ等を栽培していましたが、〇〇の組織改編によりまして、〇〇が閉鎖となったため、施設はそのまま放置され荒れ放題の状態となっております。今回、隣接地において、施設花きを営む譲受人が荒れ果てたハウスを見るのが忍びないということから、申請となったところでありまして、今後は、荒れたハウスを整理され、花きの栽培をされる予定であり、周辺の農地に与える影響はないものと考えます。審議方、よろしく申し上げます。

議長： ありがとうございます。事務局からの説明並びに担当委員から報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の瀬戸山推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

12番： はい。

議長： 横原委員どうぞ。

12番： ここは、南部開発地になりますが、10a当たり〇〇円、場所的に安いような気がしますが、買う方に見れば良いのでしょうか。この単価で良いものなのでしょうか。

9 番： よろしいですか。

議 長： 吉永委員どうぞ。

9 番： 現場を見ていただければ、ひどい状態です。今、整理をされていらっしゃるんですが、一日にハウス1棟の草払いもできない状況です。ハウス内には鉄くずなども入っており、ひどいようです。自分の土地が隣接することから、他の人が買えば大変だからということでした。〇〇円でも現状を見れば高いような気がします。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。吉永委員よりありましたとおり、状態が状態だけに、その撤去費用等も含めて〇〇円程度が妥当ではないかと事務局内でも話しになったところです。合わせまして、受付番号5番についてですが、〇〇の組織改編で所有権が移転されておりますが、短期譲渡の対象となる土地になるかと思われまます。1年以内に譲渡をされるということでございますが、調査報告でもありましたが、非常に荒れている土地を開墾していただくわけですので、短期譲渡ではございますが、今回の所有権移転はやむを得ないと判断したところでございます。以上です。

議 長： この10a当たりの金額について話しが出ておりますが、地域の農家の皆さんから相談があったりすることもあります。そこは十分、情報を共有しながら、それぞれの地区によって開発された土地なり、そうでない土地なりで判断が難しいところもありますが、そこはよろしくをお願いします。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： それでは、受付番号5番並びに受付番号6番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思ひます。

推進委員の皆さんにお伺ひします。受付番号5番並びに受付番号6番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。

全推進委員、許可やむなし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第9号、受付番号5番並びに受付番号6番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第9号、受付番号5番並びに受付番号6番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第9号、受付番号7番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 受付番号7番の資料については、15ページ、16ページになります。それぞれ御目通しください。また、別添の調査書についても、あわせてご覧いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。簡潔にお願いします。

9 番： はい。

議 長： 吉永委員どうぞ。

9 番： 9番、吉永です。申請地は、譲渡人の自宅より西に1km位のところにあります。4、5年前まで畜産農家が借りて牧草を栽培しておりましたが、現在は返却され、当時栽培していた牧草が現在も残っておりました。譲渡人は高齢のため耕作する意思もなく、〇〇が取得後は飼料畑として耕作されるとのことであり、問題はないものと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。事務局からの説明並びに担当委員から報告がありましたが、これより、質疑に入りますが、受付番号7番に横原委員に関する議題の提出でございます。

よって、南大隅町農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限により退室していただきます。

(横原委員 退席)

議 長： これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の田島推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： それでは、受付番号7番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたく思ひます。

推進委員の皆さんにお伺ひします。受付番号7番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。

全推進委員、許可やむなし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第9号、受付番号7番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 9 号、受付番号 7 番は許可することに決定いたします。

(横原委員 着席)

議 長： 次に議案第 9 号、受付番号 8 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 受付番号 8 番の資料については、17 ページ、18 ページになります。それぞれ御目通しください。また、別添の調査書についても、あわせてご覧いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長： ここで担当委員の、現地調査等の報告を求めます。簡潔をお願いします。

7 番： はい。

議 長： 溝田委員どうぞ。

7 番： 7 番、溝田です。11 月 20 日に申請人と私、野村推進委員とで調査をしました。水田 8 筆については、〇〇と〇〇両集落の中間にあり、〇〇の東側にあり、8 筆まとまっており、譲受人が耕作されており、きれいに整地されています。畑 2 筆については、譲渡人が管理している住宅の下と少し東側の用水路の北側にあり、竹と雑木が少し入っており、少々荒れている状態です。調査の意見としまして、譲渡人は平成 28 年に相続により水田と畑の所有権を取得しましたが、〇〇に在住で、将来も帰郷し農業をする予定もなく、今回、耕作されている譲受人に売買することになりました。譲受人は町内で野菜などを栽培され、この農地取得により問題はないと考えます。以上です。

議 長： ありがとうございます。事務局からの説明並びに担当委員から報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の野村推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： それでは、受付番号 8 番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思
います。

推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号 8 番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。

全推進委員、許可やむなし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 9 号、受付番号 8 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 9 号、受付番号 8 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第 10 号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、19 ページの議案第 10 号の議案書をご覧ください。農業振興地域整備計画
の変更に係る意見については 2 件です。

(議案第 10 号 議案書の読み上げ)

事務局： 20 ページの受付番号 1 番については、〇〇からの追認の許可申請です。資料につい
て、20 ページから 29 ページまでです。それぞれお目通しください。よろしくお願ひし
ます。なお、追認の説明を担当よりさせます。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。それでは、追認についてご説明させていただきます。今回、〇〇より 4 筆につ
いて、農業振興地域整備計画の変更の申請が提出されたわけですが、昭和 51 年から随
時、〇〇や〇〇等を建設しておりまして、今回、補助金を活用し改築するにあたり、農
業振興地域整備計画の変更を申請されたところです。28 ページをお開きください。始
末書でございますが、上から 2 行目に昭和 51 年に〇〇-〇他を〇〇にし、以降、それぞ
れ設置してきたことで、今後そのようなことがないようにします。と締められた始末書
となっております。29 ページにつきましては、その追認の箇所を示した航空写真でご
ざいます。今回の追認は水田、畑に関する変更ですので、今後、農地法第 5 条の申請が
提出されるものだと思います。先ほどお配りしました、非農地証明の交付基準では、こ
の基準は平成 29 年 10 月 26 日の 10 月定例総会において基準としたものです。非農地証
明を出すにあたり、昭和 51 年から住宅になっているという申請でございますが、約 44
年が経過しており、非農地証明の基準では該当するところですが、農業振興地域整備計
画の変更申請が追認ですから、農業振興地域整備計画の変更の許可が下りてから、非農
地ではなく農地法第 5 条で処理をさせていただきたいと考えております。農業委員会では、
無断で建てた物に対して、非農地証明を出すことは如何なものかということで、農
地法第 5 条での申請が妥当であるとの見解でございます。

議 長： ここで担当委員の、現地調査等の報告を求めます。簡潔にお願いします。

7 番： はい。

議 長： 溝田委員どうぞ。

7 番： 7 番、溝田です。先ほどの事務局の説明で全てですが、昭和 47 年に申請地の東側に
〇〇を建築されており、その後、昭和 51 年に施設を増築されましたが、農振除外の手
続きがなく、現在に至っております。今後はこのようなことがないようにするとのこと
です。以上です。

議 長： ありがとうございます。事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これ

より、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の野村推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

11番： はい。

議長： 徳留委員どうぞ。

11番： 徳留ですが、農業振興地域の整備計画というのは何年かに一度、見直しをされているとは思いますが、今まで、ここに関して除外されていなかったのは、何かあったからなのか、見落としなのか。どうなのでしょう。

議長： 暫時、休憩いたします。

(暫時、休憩)

議長： 休憩前に引き続き、再開いたします。

10番： はい。

議長： 田淵委員どうぞ。

10番： 田淵ですが、建物を建てる時に関係法令等の確認はなかったのですか。許可が必要だと思えますが。

事務局： はい。

議長： 事務局。

事務局： はい。今回、施設の改築をするにあたり、関係法令の許認可等の必要性が求められたため、申請になったところであります。前回、昭和50年当時の申請状況はどうだったかは分かりませんが、今回の申請については、〇〇が許認可の手続きをし、許可を得るということです。

11番： もう一つですが。建物の敷地内に用水路が通っていますが、私が改良区に居たときに聞きましたが、〇〇の方から自分の土地に水路が通っているが撤去ができないのかと相談があったようです。用水路敷地というのは、それ以前からあるわけですから、それは撤去できませんと話したと聞いております。

事務局： はい。

議長： 事務局。

事務局： 現地調査の際にもそこを確認したく、水路はどこにありますかと尋ね、確認はしております。29ページの航空写真の〇〇と記載されているところが水路となっており、〇〇-〇の建物の下を通っております。徳留委員がおっしゃるとおり、ここが建つ以前から水路は存在していたわけですから、優先順位ではないですが、水路に優先権があるのではと思います。

議 長： 今はこのようになっておりますが、昔はこの水路より東側は水田だったということです。

議 長： 皆様の方からご質問はありませんか。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。

それでは受付番号 1 番について、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思
います。

推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号 1 番について、承認やむなし。とされる
方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。

全推進委員、承認やむなし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、
議案第 10 号、受付番号 1 番について承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 10 号、受付番号 1 番は承認することに決定いたしました
ので、町長に意見を送付いたします。

議 長： 次に議案第 10 号、受付番号 2 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 受付番号 2 番の資料については、30 ページから 42 ページまでです。それぞれお目通
しください。よろしく申し上げます。なお、受付番号 2 番については、太陽光発電施設
の設置に関する申請でございます。

議 長： ここで、担当委員の現地調査等の報告ですが、私の担当区ですので報告します。

議 長： 11 月 20 日に事務局、淵脇委員、谷口推進委員の 4 名で現地を調査しました。現地は
〇〇線の東側に位置しております。47 ページの航空写真を見ていただければ分かりま
すが、家が数件あるところが〇〇集落です。申請地の西側は畑が広がっておりますが、
申請地は小高い丘になっており、急勾配でして、その下の〇〇-〇も非農地になってお
りまして、ここについても申請地とあわせて、太陽光発電施設を設置するとのことでした。
申請地の南西側に〇〇が通っておりますが、この道路側溝に流末処理をするとのこ
とですので、その処理に対してお願いをしたところでした。今後、開発がされる土地でもあ
りませんし、周囲は雑木林化が進んでおりまして、面積も狭く、今の農業の機械化には
不向きな農地であることから、農振除外はやむなしと判断しますが、皆様の審議をよろ
しく申し上げます。

議 長： これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありません

か。担当地区の谷口推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

野村推進委員： はい。

議 長： 野村推進委員どうぞ。

野村推進委員： はい。譲受人と譲渡人の関係ですが、この土地はすでに売買がされているということですか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。土地に関しましては、元々は〇〇という会社が土地を購入しておりまして、太陽光発電施設については〇〇が撤退したため、〇〇が〇〇から土地を購入し、太陽光発電施設を設置する計画であります。

野村推進委員： それと 33 ページに操業期間が 20 年とあり、その下に 20 年経過後については、電力会社の買電価格、施設損耗等を精査し売却を検討することになる。とあるが、どのようなことか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。太陽光発電施設のパネルの耐用年数が約 20 年で設計されております。ただ、業者に聞きますと 25 年ぐらいまでは使用可能だということですので、どの申請についても 20 年の稼働とされているところですよ。20 年経過後につきましては、現在、経済産業省でも撤去費用についても積み立てをなささい、となっているところですよ。今後、新たに太陽光パネルを設置する場合には、その撤去費用を含めての話しになってくるものと考えます。20 年後の土地については、土地のみ譲渡するのかパネル込みでの譲渡となるのかは〇〇の考えであります。

議 長： よろしいですか。

野村推進委員： はい。

議 長： 売買された土地であれば、その会社の責任において処理されるでしょうが、今まで我々が許可した中でも、借地で契約された土地も数件あるかと思いますが、そういった土地が契約はしたものの、契約者が死亡していないと、高齢者の方々が契約されておりますので、子供さんなりにそのような契約内容が伝えられているのか、そのような点が現地調査をする中で、心配するところです。担当地区でそのような方がいらっしゃったら、そのようなケア、説明をしていただきたいと思います。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： 先ほどの野村推進委員の質問の関係ですが、43 ページをお開きください。真ん中より少し上ですが、廃棄等費用の総額〇〇円と記載されておりますが、その5行下に毎月積立金〇〇円とあり、これが撤去費用の積立金となっております。

議 長： その積立金の動きというのは、今まで許可したものについては。

事務局： 今まで許可されたものについては、適用されていないと思われま。ガイドラインが見直された後のことになると思います。

10番： はい。

議 長： 田淵委員どうぞ。

10番： ここは地目が山林ということですが、農振農用地に入っているということで、除外するのでしょうか、農振に入っている中で端の方になるのですか。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。本日お配りしております資料の11ページをお開きください。これが農用地区域図となっており、着色されている部分が農用地に含まれている土地でございます。今回の申請地については、中心部の斜線を引いたところでございます。農振農用地の除外については、基本的には外周部に位置していなければ除外はできないとなっております。農振除外については、経済課の担当となりますが、申請の話があった時点で、大隅地域振興局へ事前確認をして、問題がなければ申請を受付けるという流れで進められております。

9番： はい。

議 長： 吉永委員どうぞ。

9番： 申請書では譲渡人が〇〇で譲受人が〇〇ですが、37ページの事業譲渡証明書で〇〇となっておりますが、その関係は。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。元々この土地に関する経済産業省の許可を取得したのが〇〇で、経済産業省へ設備IDを譲渡しましたという証明書が37ページの事業譲渡証明書となっております。38ページをお開きいただきたいと思いますが、太陽光発電協会の計画認定書ですが、2番の発電事業者情報の欄に〇〇という会社が、最初に再生可能エネルギーの認可を受けたということです。〇〇については土地を取得していて、経済産業省の許可は〇〇が取得しております。今回、〇〇ではなく〇〇が実際に建設することになり、土地を〇〇から購入します。経済産業省の許可は〇〇から取得します。という事業譲渡証明でございます。

議 長： 他に皆様の方からご質問はありませんか。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。

それでは受付番号2番について、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思
います。

推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号2番について、承認やむなし。とされる
方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございました。

全推進委員、承認やむなし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、
議案第10号、受付番号2番について承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第10号、受付番号2番は承認することに決定いたしました
ので、町長に意見を送付いたします。

議 長： 次に議案番号11号、非農地証明願いに係る証明についてを議題といたします。事務
局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、48ページの議案第11号の議案書をご覧ください。

今月の非農地証明願いに係る証明の申請は1件です。

(議案第11号 議案書の読み上げ)

受付番号1番の資料については、49ページから51ページです。それぞれお目通しく
ださい。よろしくをお願いします。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

3 番： はい。

議 長： 富田委員どうぞ。

3 番： 11月19日に事務局、会長、溝田委員、持留推進委員と現地を調査しました。現地は
〇〇の〇〇、〇〇のすぐ隣の土地でして、申請人の〇〇さんは〇〇でしたが、現在〇〇
歳ということで、ここは20年以上前から耕作されておらず、自然荒廃した土地のよう
でした。調査の意見としましては、20年以上、耕作されていないことから立木も大き
くなっており、今後、農地への復旧は見込めない状況であり、非農地としての申請は妥
当であると思えます。審議方、よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。事務局からの説明及び担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の持留推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。本日お配りしております資料の12ページをお開きください。現地調査時の写真でございますが、上の写真が申請地を北側から撮影したもので、下が南側から撮影したものです。開けていただきまして、13ページの上の航空写真が現在のもので、下が平成17年当時の航空写真でございますが、畑としての形状は見られないようです。以上です。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。

それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。

推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、非農地としての証明はやむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。

全推進委員、やむなし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第11号、受付番号1番について非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第11号、受付番号1番は非農地として証明することに決定いたします。

議 長： 次に議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 52ページの議案第12号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第12号 議案書読み上げ)

(53ページ 総括表読み上げ)

54ページから70ページの集積計画については、それぞれお目通しください。よろし

くお願いします。

議 長： これより質疑に入りますが、受付番号 10 番に松山委員、受付番号 17 番から 144 番に日高推進委員に関する議題の提出がございます。

よって、南大隅町農業委員会会議規則第 12 条の議事参与の制限により退席させていただきます。

(松山委員・日高推進委員 退席)

議 長： これより、質疑に入ります。

農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございませんか。

議 長： 何かございませんか。

10 番： はい。

議 長： 田淵委員どうぞ。

10 番： 受付番号 157 番から 160 番に 10 a 当たり〇〇円とか〇〇円とありますが、間違いではないですよ。

議 長： 事務局。

事務局： はい。身内同士の貸し借りであるためです。

議 長： 他にございませんか。

よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。

それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。

推進委員の皆さんにお伺いします。議案第 12 号の集積計画について、異議なし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございました。

全推進委員、異議なし。でございます。

それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 5 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 12 号は計画のとおり決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

(松山委員・日高推進委員 着席)

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局から発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申出について
②行事予定について
③その他
1) ミカンコミバエについて

6 番： はい。

議 長： 淵脇委員どうぞ。

6 番： (バレイショなど野菜、茶、基腐病の状況等について)

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、令和2年11月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員